○内閣府令第八十一号

道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第八十九条第一項、 第九十四条第三項 (第九十五条の五第二項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第百一条第八項、 第百五条の二第五項及び第百十四条の

七の規定に基づき、 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則 (昭和三十五年総理府令第六十号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定 (以 下 「対象規定」という。 は、 その 標記部分が同 <u>ー</u>の も の は当 該対象規定を改正後欄に掲げるもの

のように改め、 その標記部分が異なるものは改正 前欄に掲げる対象規定を改正 後欄に掲げる対象規定として

移動し、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい ないものは、 これを加え

(2) 権限のある機関が発行する身分を証明する書類であつて(1) 外務省の発行する身分証明書(1) 次の(1)又は(2)に掲げる書類	にあつては、次に掲げる書類	三 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合		本等」という。)及び住所を確かめるに足りる書類)	二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等(以下「戸籍謄	者」という。)にあつては、戸籍法(昭和二十二年法律第二百	(同法第十七条第三号に規定する国外転出者 (以下「国外転出	項(以下「特定事項」という。))が記載された住民票の写し	定する外国人住民に係る住民票に記載することとされている事	国人にあつては、同法第三十条の四十五の規定により同条に規	者である場合にあつては、同法第七条第五号に掲げる事項(外	下「免許申請者」という。)が住民基本台帳法の適用を受ける	一 運転免許(以下「免許」という。)を受けようとする者(以	しなければならない。	(第三号イ、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示)	2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付	第十七条 [略]	(免許申請書)	改 正 後
[号の細分を加える。]	にあつては、旅券等	三 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合	二 [同上]				° ()	る。第二十条第二項第二号及び第三十五条第一号において同じ	する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限	掲げる事項(外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定	者である場合にあつては、住民票の写し(同法第七条第五号に	下「免許申請者」という。)が住民基本台帳法の適用を受ける	一 運転免許(以下「免許」という。)を受けようとする者(以	なければならない。	(第三号、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示) し	2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付	第十七条 [同上]	(免許申請書)	改正前

、①に掲げる書類に準ずるものとして国家公安委員会が定

めるもの

[四~八 略]

九 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

第 当該免許 利用法」 等に関する法律 迎 下 免許 行政手 申請者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合 「個人番号カード」という。 لح 第二号及び第四号から前号までに掲げる書類であ 申請者が本人であることを確認するに足りるもの 続における特定の いう。 (平成二十五年法律第二十七号。 第 一条第七項に規定する個人番号カ 個 人を識別するため 旅券その 0 他の 番号 以 下 書類 0) 「番号 利用 K

ロ 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場

規定により添付し又は提示するものを除く。

合旅券

てこの

項

+

略

3 現に受けている者であるときは、 ド)を提示しなければならない。 を有する場合にあつては、 証 人番号カード 又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の (その者が免許証及び免許情報記録個人番号カ 免許証及び免許情報記録個 現に受けている免許に係る免許 人番号力 免許を] K

[号の細分を加える。]

[四~八 同上]

九 申 を除く。 げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するもの 法」という。 に関する法律 請者が本人であることを確認するに足りるもの 個人番号カード」という。)、旅券その他の書類で当該免許 行政手続における特定の個人を識別するための番号の (平成二十五年法律第二十七号。 第二条第七項に規定する個人番号カード 以下 (前各号に掲 「番号利用 利用 **(**以 下

十 [同上]

3 を有する場合にあつては、 証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記 現に受けている者であるときは、 人番号カード 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の を提示しなければならない。 かわらず (その者が免許証及び免許情報記録個人番号カー 同項 第 号及び第二号に掲げる書類を添付し又 免許証及び免許情報 現に受けている免許に係る免許 この場合にあ 記 録個 は 人番号力 前 免許 項 \hat{O} 録 個 規 ド を

4 号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第九号に掲げる書類 を提示することを要しない。 添 台帳法の適用を受ける外国人であつて、 付 ドを提示しないときは、 前 しなければならない。 項 の場合においては、 特定事項が記載された住民票の 第二項の規定にかかわらず、 ただし、 当該免許申請者が住民基本 免許情報記録個 同項第 人番号 写しを 力

許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。たときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免5 第三項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示し

(免許証の記載事項等)

四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))とする。受けた者の本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第三十条の第十九条 法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許を

[2 4 略]

(免許証の記載事項の変更の届出の手続)

第二十条 [略]

に該当する者であるときは、前項の届出書に同号に定める書類を者であるときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示(第二号2 前項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する

足りる書類(外国人にあつては、出入国管理及び難民認定法 (一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに

添付)

しなければならない。

は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示することを要しない

.

[項を加える。]

ときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示した

情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

(免許証の記載事項等)

第十九条 法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許

を

[2~4 同上]

受けた者の本籍

(外国人にあつては、

国籍等)とする。

(免許証の記載事項の変更の届出の手続

第二十条 [同上]

2 [同上]

足りる書類 - 住民票の写しその他の住所を確かめるに

第七 者等 昭 六第三項において 11 力 、 う。 Ì 和二 外 が記載された住民 「在留カード等」 国 条第 の出 K 一十六年政令第三百 人に (第 入国管理に関する特例法 項に規定する特 三十 あ 日 本国 つて 条 は と 「特別永住者証明書」 という。 の平和・ 【票の写し の四 第十七 の六第 +別 条約に基 九 号) 一条第二項第三号に掲げる書類の 永住者 (住民基本台帳法の に限る。 一項におい 第十九 (平成三 証明書 づき日 という。 条の三に 一年法律第七十 7 本の (第 在留 国 + 適用を受けな 規定する在留 籍 又は を離 力 条の 特定事 一 号) 脱 兀 L た 以 \mathcal{O}

住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。 外国 本籍 転出者にあ 人にあ (外国人にあつては、 つては、 つては、 戸籍謄 国籍 等 本等) 国籍等) が記 載さ 又は氏名を変更した者 れ た住民 で票の 写 L 本籍 (国

三 [略]

3

ず、 \mathcal{O} 安委員会をいう。 にして住所を変更したときは、 は 人番号カードを有し、 十五. 写 K 第 氏名) 変更後の住所又は氏名が記載された免許情報記 L (住 項の届出をしようとする者が、 第 国 所地を管轄する公安委員会 項において同じ。 を変更したものであるときは、 外転出者にあつて 第三十条の十第一項及び第四項並びに第三十条 かつ、 住所又は氏名 は が 変更した後の住 必要と認める場合には、 戸 籍謄 (公安委員会の管轄区域を異 免許証及び免許情報記 本等)。 前 (国外転出者にあ 項の規定にかか 所地を管轄する公 第二十 録個 人番号力 住民票 条の わら つて 録個

一号において同じ。

を提示しなければならない。

住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。)(住民)本籍(外国人にあつては、国籍等)又は氏名を変更した者(

三[同上]

票の写

3

更し において同じ。 必要と認め 会 ときは、 された免許情報記録個人番号カード 人番号カードを有し、 項 第 (公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、 した後の 及び第四項並びに第三十条の十五第一項において同じ。 項の届出をしようとする者が、 前項の る場合には、 住所地を管轄する公安委員会をいう。 規定にかかわらず、 を提示しなければならない。 かつ、 住民票の写し。 住所又は氏名を変更したもの 変更後の住所又は氏 (住所地を管轄する公安委員 免許証及び免許情報 第二十一 条の十二第 第三十条の 名が であ 記 + 記 録 号 第 変 が 載 る 個

免許 証 の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記 録 0)

第二十一条の六 免許を現に受けてい ない 者が、 法第九十五

報 付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情 第五項の規定により法第九十二条第 の記録を受けようとするときは、 当該記録の申請 一項の規定による免許 は、 第二十 証 \mathcal{O} 交

おうとする者は、 旨 条の二第一項の規定にかかわらず、 を記載して行うものとする。 第十七条第二項第九号イの規定にかかわらず、 この場合におい 免許申請書に当該申請を行う て、 当該申請を行

個 人番号カードを提示しなければならない

2 略

更 (免許情報記録個 の届 出 [の手続] 人番号力 ードの みを有する者に係る住 所等の 変

第二十一条の十二 て適用する法第九十四条第一 法第九十五条の五第二項の規定により 項の 届出をしようとする者が次の 読み 替 各 え

該当する者にあつては、 に \mathcal{O} かかわらず、 いずれかに該当する者であるときは、 それぞれ当該各号に定める書類を提示 同条第一 項の届出書に同号に定める書類 第二十条第二項の (第二号に 規 定

号

を添付) しなければならない

変更後の住 住所又は氏名 所 又は氏名が記載された免許情報記録個 (国外転出者にあ つて は 氏名) を変更した者 人番号力

ド

玉 人にあ 本 籍 外国 人に 国籍等) あ つては、 が :記載された住民票の写し 玉 [籍等) を変更した者 本籍 (国外転 外

> (免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の 記 録

0)

申 請

条の二

第二十一 条の六 免許を現に受けてい ない · 者が、 法第九十五 条の

第 五 項の 規定により法第九十二条第一項の規定による免許証の 情 交

付を受ける際に法第九十五条の二第三項の規定による特定免許

報の 記録を受けようとするときは、 当該記録の 申請は、 第二十一

旨を記載して行うものとする。 条の二第一項の規定にかかわらず、 この場合におい 免許申請書に当該申請を行う て、 当 一該申請を行

おうとする者は、 人番号カードを提示しなければならない。 第十七条第二項第九号の規定にかかわらず、

個

2 同 上

(免許情報記録個 人番号力 K 0 み を有する者に係る住所等の

変

更 の届出の手続

第二十一条の十二 同上

れ た免許情報記録個人番号カ 住所又は氏名を変更した者 変更後の住所又は氏名が 記 ž

本籍 (外国人にあつては、 国籍等) を変更した者 住民 票 0)

写し

出者にあつては、戸籍謄本等)

める措置は、次に掲げるものとする。第二十一条の十三 法第九十五条の五第三項第一号の内閣府令で定

一·二 略

て国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置 機 戸 戸 ように付されるものに限る。 識 から情報 籍 条第一 別符号であつて、 前 法第百二十条の三第二項に規定する戸 二号の措置を講じた者の戸 項に規定する戸籍電子証明書をいう。 報提供等記録開示システムにより 変更した本籍を証明する戸)をその者の使用に係る電子計 籍電 子証明書提供 籍電子 電気通信 籍電 を識別 ,証明 用識別符号 口 子 [線を 書提 証明 できる 書 通 供 用 ľ 算

(免許証等の更新の申請等)

第二十九条 [略]

2

つては、 なけ を提 条第二 る免許 者 け 許 法第百 に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個 ようとする者が免許 (以 下 示して当該特定 ればならない。 項 証 本文に 現に受けている免許に係る免許証を提示することを要 外国 条第一 「更新申請者」 お 人にあつては 項に規定する免許証等の更新を受けようとする V ただし、 免許情報を確認するために必要な措置を受け 7 同じ。 の効力を停止されてい という。 更新申請者のうち免許 を提示し、 当 |該免許 は、 現に受けている免許に 証及び在留カード等。 又は現に受けてい る者である場合にあ 証 人番号力 \mathcal{O} 更 入新を 受 る免 K 次 係

な

第二十一条の十三 [同上]

[一・二 同上]

三 る。 示システムにより 二項に規定する戸籍電子 戸 籍電子証明書をいう。 籍法 係る電子計算機に送信す た本籍を証明する戸 前二号の をその者の使用に係る電子計算機から情報提供等記 (昭和二十二年法 措置を講じた者の 電気通信回)を識別できるように付されるもの 籍電子 1律第1 ,証明書提供用 る措 証明書 戸 線を通じて国家公安委員会の 置 百二十四 ,籍電子証明 同 識別符号であつて、 条第一 |号 7書提供 第百二十 項に規定する 用 識 -条 の 別 符号 変 に 使 録 限 戸 更 第 用 開

(免許証等の更新の申請等)

第二十九条 [同上]

2 だし、 る免許 許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 が る免許証 \mathcal{O} 者 法第百 効力を停止されている者である場合にあつては、 記録された免許情報記録個人番号カー (以 下 更 新申 .係る免許証を提示することを要しない を提示し、 条第 更 -請者のうち (新申請者」という。 一項に規定する免許証等の更新を受けようとす 又は現に受けている免許に係る特定免許情 免許証の 更新を受けようとする者が は、 ドを提示して当該 現に受けている免許に 現に受けて 以特定 · 免 許 る た 免 報 係

3 10 略

運 転経歴証明書の交付等の申請の手続

第三十条の八 1 • 略

3 ることを要しない。 日を同じくして第一 に規定する者が、 該各号に定める書類を提示しなければならない。 人である場合を除く。 第一項の申請をしようとする者は、 前条第一項の規定による免許の取消しの申請 項の申請をしようとする場合 にあつては、 同号に定める書類を提示す 次の各号の区分に応じ、 ただし、 (当該者が外国 第 号 当 と 3

を確かめるに足りる書類 のみを行う者 下同じ。 者に係る運転経歴情報が記録された個人番号カードを 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カード を有しない者であつて運転経歴証明書の交付の申請 住民票の写しその他 (外国人にあつては の住 所、 氏名及び生年月日 在留カー V ド等に う。 (その 以

略

限る。

(運転経歴証明書の記載事項の 変更の 届 出

第三十条の十 $\overline{1}$ 略

3 該各号に定める書類を提示しなければならない。 第一項の届出をしようとする者は、 次の各号の区分に応じ、 当

足りる書類 住所を変更した者 (外国人にあ 住民票の写しその他の住所を確かめるに つては、 在 留 力 ド等に限る。

氏名を変更した者 次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定

運 転 経歴証明書の交付等の申 - 請の 手 続

第三十条の八 1 • 同上

号に定める書類を提示することを要しない。 日を同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、 に規定する者が、 該各号に定める書類を提示しなければならない。ただし、第一 第一項の 申請をしようとする者は、 前条第一項の規定による免許の取消しの申 次の各号の区分に応じ、 請 当 号 同

る書類 民票の写しその ない者であつて運転経歴証明書の交付の申請のみを行う者 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カー 他の住所、 氏 (名及び生年月日を確かめるに足り を有し 住

二 三 同上

医転経歴 証明書の 記載事項の 変 更 0 出

第三十条の十 $\overline{1}$ 2 同上

3 同上

住所を変更した者 住民票の 写しその 他の 住所を確かめるに

足りる書類

氏名を変更した者 住民 で票の 写し (住民基本台帳法の 適用 を

受けない者である場合にあつては、 旅券等

イ 住民基 本台 [帳法 0 適用を受ける者 (国外転出者を除く。

住民 票 \mathcal{O} 写

国外 転 出 者 戸 籍 謄 本等

ハロ 住民基· 本台 帳 法 0) 適用を受けない 者 旅 券等

4 者にあ る公安委員会が必要と認める場合には、 が記載された運 わ 経 に 限 いらず、 歴 第 る。 情報記 項 つては 変更後 0 届 録個 をしようとする者であつて、 出 戸 転経歴情報記録個人番号カー 0 人番号カードを有するも 国 籍 住 外転 謄 所 又は氏 本等)。 出者にあ 名 第三十条の十五第二項にお (国: つて 1外転出 は 住民 0) 運 転経! 氏 者 は 名の 票 ド に 歴証明書及び 0 あ 前 住 写 変更に係るもの つて 項 所地 0 L は 規 (国外. 定に を管轄す 氏 1 転出 て同 名) 運 か 転 か 4

(免許証 及び免許情 報記 録個 人番号カ ド 0 ず れをも 有 な

者 の特則 ľ,

を提示しなけ

ればならな

第三十一条の 四 \mathcal{O} 六 1 略

3

ない。 二の二第一 た住 わらず、 でその者が本人であることを確認するに足りるも つては 法第百七条に規定する者が、 第二十九条第二項又は第二十九条の二の二第二項 民 この場合においては、 悪の 第二十九条第二項に規定するものを提示することを要し 在 項の 写 留 力 規定により更新申請書を提出 に限 F る。 特 次項において同じ。 別 永 個人番号カー 住 法第百 者 証 明 書 条第一 又は ド 特定事 しようとするときは を提示しなけ 項又は第百 旅券その 0 項 \mathcal{O} (外 国 規定にか が 記 他 載さ 人に \mathcal{O} 書 条 れ 類 あ か 0)

ならな

一号 Ď 細 分を加える。

一号 0 細 分を加 える。

号 Ď 細 分を加える。

場合には、 録 か 運 個人番号カー か を提示しなければならない 転 第 経 わらず、 一歴情報記録個人番号カードを有するもの 項 0 住民 届出をしようとする者であつて、 変更 (票の写し。 F 《後の住所又は氏名が記載され (住所地を管轄する公安委員会が 第三十条の十五第二項において同じ。 運転 た運 は、 経 歴 必要と認め 転 前 証 経 項 明 歴 0 書及び 情 規 定 報 る に 記

者の (免許証 特 則 及び 免許情報記 録 個 人番号カー K 0 ず れをも有し

第三十一条の 兀 0 六 $\overline{1}$ 2 同 上

3 <u>ニ</u>の ニ でその ない。 わらず、 れ ば 第二十九条第二項又は第二十 法第百七条に規定する者が、 第一 この場合におい 者が本人であることを確認するに足りるもの 第二十九条第二項に規定するものを提示することを要 項の 規定により更 ては、 /新申請書を提出しようとするときは 個人番号カ -九条の二の二第二項の規定にか 法第百 条第一 ド 項又は第百 旅券その を提示 他の 書 条 類 け カゝ

備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付	[二~八 略] 国籍等)が記載されたものに限る。)及び履歴書	民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては、	習指導員として選任されることとなる職員の住民票の写し(住	一 管理者、技能検定員として選任されることとなる職員及び教	のとする。	した別記様式第二十の指定申請書を公安委員会に提出して行うも	第三十五条 法第九十九条第一項の申請は、次に掲げる書類を添付し	(申請の手続)	[4・5 略]
を除く全体に付した傍線は注記である。	[二~八 同上]	履歴書	習指導員として選任されることとなる職員の住民票の写し及び	一 管理者、技能検定員として選任されることとなる職員及び教			第三十五条 [同上]	(申請の手続)	[4・5 同上]